

6月第2週は 危険物安全週間

住民のみなさまの危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進するとともに、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的として実施されているものです。

令和8年度危険物安全週間

令和8年6月7日（日）～6月13日（土）



危険物は、消防法で定められており、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

- ①火災発生の危険性が大きいもの
- ②火災拡大の危険性が大きいもの
- ③消火の困難性が高いもの

私たちの身の周りには、スマートフォンなどに内蔵されているリチウムイオン電池をはじめとしてさまざまな製品、自動車の燃料などに危険物は使用されています。



車へ給油する際に注意

ガソリンや軽油は危険物に該当していて給油する際には可燃性蒸気が滞留しています。この状態では多少の熱源でも火災に発展する恐れがある危険な状態です。

安全な給油をするために以下のことに気を付けて行いましょう。

- ① 給油する前に背電気除去シートに触れて自分の身体に蓄積した静電気を除去する。
- ②ガソリンスタンドでは、火を扱う行為を行わない(タバコを吸うなど)。



危険物の表示

危険物に該当する場合、その旨を表示することが法令で定められています。

危険物を収納する容器には、危険物の品名、危険等級、化学名、数量、注意事項等を表示する必要があります。
※表示の一部が簡略化・省略されている場合があります。

ぜひこの機会に、身近にある製品が危険物に該当するか、容器の表示を確認してみてください。

(表示例)

第4類 第2石油類
(〇〇〇〇) 200ml
危険等級Ⅲ 火気厳禁

エアゾール製品の取扱いに注意

日常生活で使用されているヘアスプレー、殺虫剤、制汗スプレーなどのエアゾール製品は、危険物や可燃性のガスを使用しているものが多くあります。

危険物や可燃性のガスは、火気により容易に引火するため、取扱いには注意が必要です。



使用時の注意事項

- 使用上の注意を必ず守る。
- 火気の近くや高温の車内などにスプレー缶を置かない。
- 炎に向けて使用しない。コンロ、ストーブなど火気の付近で使用しない。

廃棄時の注意点

○スプレー缶の中身を最後まで使い切ること。中身を使い切っていれば穴をあける必要はありません。

※各自治体で定める方法で廃棄してください。

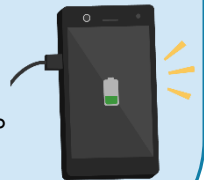
リチウムイオン電池の取扱いに注意

リチウムイオン電池は、私たちの身近にあるパソコンやスマートフォンのバッテリーなど、さまざまな製品に使用されています。

電池内には危険物に該当する電解液が含まれており、強い衝撃を与えたり、使用方法を誤ると火災になるおそれがあります。

火災を防ぐため次の事項に注意しましょう。

- 1 電気製品が安全性を満たしていることを示す「PSEマーク」が付いている製品を選びましょう。
- 2 各機器を購入した時に付属されている充電器やメーカー指定の物を使用しましょう。
- 3 膨張、発熱、異音、異臭などの異常が認められる場合は、すぐに使用を中止しましょう。
- 4 強い衝撃を与えないようにしましょう。



危険物取扱者のみなさまへ

危険物取扱者免状の交付を受け、危険物製造所等において**危険物の取扱作業に従事している方**は保安講習を受講しなければなりません。(消防法第13条の23)

会場での受講の他に、オンラインによる保安講習も実施しておりますので、「[公益社団法人埼玉県危険物安全協会連合会](#)」のホームページをご覧ください。



【お問い合わせ先】

川越地区消防局 予防課保安担当

所在 川越市御成町1番地1

電話 049-222-0744

メール yobou@union.kawagoe119.lg.jp